

令和5年7月12日
政策推進課

副町長候補者選定に係る手続中止について

このことについて、真鶴町では副町長不在の期間が長くなっていることで町民の皆様の様々なニーズに的確に答え切れていなくなっていることを懸念し、副町長候補者の選定に向けて準備を進めて参りましたが、地方自治法に基づく町長の解職請求の署名活動が行われている状況などを鑑みて、副町長選任手続を中止することとしました。

今後の副町長候補者選定などにつきましては未定です。

お問い合わせ先	
参事兼政策推進課長 矢部 文治	電話：0465-68-1131 内線 310
政策推進課戦略推進係長 中村 恵美	(7月14日(金)までの問合せ先)